

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

31西建第452号
令和元年6月14日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
氏 名 流域下水道管理者
愛知県知事 大村秀章
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 052-961-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	やはぎがわじょうかせんたー 矢作川浄化センター
事業場の所在地	愛知県西尾市港町1番地
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	36：水道業
② 事業の規模	現況処理能力：263, 800m ³ /日
③ 従業員数	69人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	下水処理 濃縮汚泥→一部消化、脱水、焼却後、再生処理業者に委託して建設資材の材料や肥料の原料として有効再生利用 濃縮汚泥→一部消化、脱水後、再生処理業者に委託して堆肥として有効再生利用 沈砂→最終処分業者に委託して焼却後、埋立処分 しさ→最終処分業者に委託して焼却後、埋立処分

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

愛知県西三河建設事務所

↓ 「愛知県流域下水道条例」に基づき、維持管理業務の一部を委託

(公財) 愛知水と緑の公社下水道部 矢作川・衣浦東部事業所 (特別管理産業廃棄物管理責任者)

↓ 運転保守業務の一部を委託

日鉄環境株式会社 (下請業者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（平成30年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥）	汚泥（沈砂、しさ）
排 出 量	494, 699 t	436 t

① 現状

(これまでに実施した取組)

- ・浄化センターで発生する廃棄物は、各家庭・事業場などから排出される下水に含まれる汚濁負荷物質が元になっている。そのため、下水道利用者に対して出来る限り固形物を除去してから下水へ流してもらうようPRを行っている。

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥）	汚泥（沈砂、しさ）
排 出 量	519, 000 t	500 t

② 計画

(今後実施する予定の取組)

- ・これまでと同様に、下水道利用者に対して積極的にPRを行う。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・分別可能な混合廃棄物はない。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・特になし。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（平成30年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	—		—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t		t	
	(これまでに実施した取組)				
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	—		—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t		t	
	(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（平成30年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮→焼却）	汚泥（濃縮→脱水）		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t		0 t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	470, 352 t		19, 149 t	
	(これまでに実施した取組) ・濃縮汚泥は一部消化、脱水し、焼却炉の点検・故障時を除き全量 焼却して、減量化を進めている。				
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮→焼却）	汚泥（濃縮→脱水）		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t		0 t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	465, 200 t		44, 832 t	
	(今後実施する予定の取組) ・濃縮汚泥については、脱水ケーキの状態で場外搬出することを避け、できる限り全量焼却処理して減量化を図るように努める。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（焼却灰、脱水ケーキ）	汚泥（沈砂、しさ）
	全処理委託量	5, 198 t	436 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	476 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	5, 189 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・焼却灰は建設資材及び肥料の原料、脱水ケーキは堆肥として有効 再生利用している。			

【目標】		
産業廃棄物の種類	汚泥（焼却灰、脱水ケーキ）	汚泥（沈砂、しさ）
全処理委託量	9, 338 t	500 t
優良認定処理業者への 処理委託量	934 t	0 t
再生利用業者への 処理委託量	8, 404 t	0 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰については、建設資材を始めとする色々な分野で有効再生利用の研究が進められており、今後も可能な限り有効再生利用する方向で進めるように努める。 ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。 		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。